

諸 規 則

神戸松蔭女子学院大学大学院学位規程

(目 的)

第 1 条 この規程は学位規則（昭和23年文部省令第9号）第13条ならびに神戸松蔭女子学院大学大学院学則第24条の規定に基づき、本学大学院（以下、本大学院という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本大学院において授与する学位および付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（英語学）

修士（国語国文学）

修士（心理学）

博士（言語科学）

(学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本大学院博士課程を修了した者に授与する。

3 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を修了しない者についても学位論文を提出してその審査および試験に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認（以下「学力認定」という。）した場合には、授与することができる。ただし、本大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、学力認定を要しないものとする。

(学位論文の提出)

第 4 条 修士学位論文（以下修士論文という。）の提出に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本大学院修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者でなければ提出できない。ただし、転入および編入した者、もしくは特に優れた業績をあげた者については1年以上の在学期間をもって可とすることができる。
 - (2) 修士論文は指導教員の指導のもとに作成し、その承認を得て提出するものとする。
 - (3) 修士論文は正本1部、副本2部を論文要旨を付して、学長に提出するものとする。
 - (4) 修士論文の提出期間は別に定める。
- 2 前条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者の博士学位論文（以下博士論文という。）の提出に関しては、次のとおりとする。
- (1) 本大学院博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者でなければ提出できない。ただし、転入および編入した者、もしくは特に優れた業績をあげた者については2年以上の在学期間をもって可とすることができる。
 - (2) 博士論文は指導教員の指導のもとに作成し、その承認を得て提出するものとする。
 - (3) 博士論文は正本1部、副本3部を論文要旨を付して、学長に提出するものとする。ただし、参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。
 - (4) 博士論文の提出期間は別に定める。
- 3 前条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者の博士論文の提出に関しては、次のとおりとする。
- (1) 博士論文は正本1部、副本3部に論文要旨を付して、学位申請書、履歴書および論文審査手数料50,000円を添えて、教務課を経て学長に提出するものとする。ただし、同項ただし書きの適用を受ける者については、論文審査手数料の納付を免除する。
 - (2) 参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。
 - (3) 博士論文の提出期間は特に定めない。

(学位論文の審査および最終試験)

第 5 条 学位論文の審査は、大学院委員会の定める審査委員がこれを行う。

- 2 前項の審査を行うため、専攻分野および関連分野の教員3名（主査1名、副査2名）をもって審査委員会を設置するものとする。
- 3 大学院委員会が必要と認めるときは、本大学院教員以外の教員等に審査委員を委嘱することができる。
- 4 審査委員会は、学位論文の審査のほか、最終試験または学力認定も併せ行なうものとする。
- 5 最終試験および学力認定は、当該専攻コースに準じ、口述または筆記試験、または論文によって行う。

（審査および最終試験または学力認定の期間）

第6条 第3条第1項および第2項による者の学位論文の審査並びに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 第3条第3項による者の学位論文の審査並びに学力認定は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は、学位論文の審査結果と最終試験または学力認定の結果を要旨と意見を添えて、研究科長に報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、著しく不良であると認めるときには、最終試験または学力認定を行わないことができる。

（学位授与の議決）

第8条 大学院委員会は前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し議決する。

- 2 前項の議決には、大学院委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意がなければならない。
- 3 大学院委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は論文および審査の要旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第9条 学長は、前条の大学院委員会の議決に基づき、所定の学位記を授与する。学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位簿への登録）

第10条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録のうえ、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

（論文要旨等の公表）

第11条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨および審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（博士学位論文の公表）

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に「神戸松蔭女子学院大学審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により公表する場合は、「神戸松蔭女子学院大学審査学位論文の要旨」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う1項または2項による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（博士学位論文の保存）

第13条 審査を終了した博士論文は、本大学図書館に保存するものとする。

（学位の名称）

第14条 本大学院から学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、次のように本大学名を付記しなければならない。

修士（英語学）神戸松蔭女子学院大学

修士（国語国文学）神戸松蔭女子学院大学

修士（心理学）神戸松蔭女子学院大学

博士（言語科学）神戸松蔭女子学院大学

（学位の取り消し）

第15条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は大学院委員会の審議

を経て学位を取り消すことができる。

2 前項の議決は8条2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学院委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則 この規程は2000年4月1日より施行する。

附 則 この規程は2002年4月1日より改正施行する。

附 則 この規程は2004年4月1日より改正施行する。

附 則 この規程は2007年4月1日より改正施行する。

附 則 この規程は2013年4月1日より改正施行する。

2 第11条、第12条に係る改定は2013年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、なお従前の例によるものとする。

附 則 この規程は、2015年4月1日から改正施行する。